

午後3時27分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、14番平田梯子議員の質問を許可します。14番平田梯子議員。

（14番平田梯子君登壇）

○14番（平田梯子君） 皆様、こんにちは。午後からのお疲れの時間に傍聴ありがとうございます。また、インターネットで見ていただいている方、ぜひ後でまた御意見をいただきたいと思いますが、あと1時間、議場の皆様もおつき合い願いたいと思います。

さて、今年の9月は水害のことで非常にまだ後の復旧の質問をさせていただきましたが、ことしは先ほど安川、それから高木地区の水害を除いて、おかげさまで杷木地区には水害がございませんでした。雨が降るたびにほらはらいたしておりますが。逆に好天が続きましたので、これぐらいの小さな柿の実が青いところに茶色の、日やけ状態になっています。自然とのつき合いは大変だなと思っておりますが、きのう5時過ぎに甘木のほうから帰りまして、バサロの前のヒマワリ園にヒマワリが3輪ほど咲いておりました。買い物にバサロに寄りましたら、館長が、きょうは全部売れたですよ、引き取りに見えた生産者の方がもうとても喜んで帰られましたと言われました。私どもは三連水車とバサロの決算報告をいただきますけれども、この数字であらわれないもの、本当に住民に元気をもらっているもの、これも費用対効果の中に入っているのではないかなと思っております。秋月地区も道の駅の提起がございましたが、どう私たちが守り立ててやっていくかは大切なことではないかなと思っております。今週の土曜日、14、15にはヒマワリが満開になると思います。ぜひお出かけください。昨年、本当に落ち込んでるときに、ヒマワリが咲いたらたくさんの方がお見えいただいて、元気をいただいたことを覚えております。ことしもよろしく願います。

きょうは2点にわたって質問いたしますが、ぜひ最後まで行きたいと思っておりますから、簡潔な御回答をお願いしたいと思っております。

（14番平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 最初の質問は、朝倉市が目指す小中一貫教育についてです。

これは杷木地域の小中学校のあり方を考える協議会において、統合した場合は小中一貫教育を考えているという教育委員会の説明がありました。4校存続か統合かに対する意見集約には、耐震化工事を平成27年度までに完了しなければならない。そのためには逆算して8月30日までに結論をとという時間的制約も受けました。このことから、教育委員会当局も、杷木地域の結論のいかんにかかわらず、小中一貫教育については今までにかなり準備を進めていないと間に合わないと思って質問の通告をいたしました。

ところが、通告のときと9月5日に新聞報道されるまでに状況が変わりましたので、原稿も書きかえざるを得ませんでした。この件に関しては、住民とのよい関係のもとに進め

ないと、子供は育たないと思っています。慎重に事を進めていかないといけないと思うし、教育の方針である、教育長のいつもおっしゃることですが、その方針である地域住民の意見を尊重しながら、おらが学校づくりの統合にしないといけないということがあります。

最初に、杷木地域の小中学校のあり方を考える協議会から、望ましい小中学校のあり方の杷木地域の合意形成についての報告を8月26日に教育委員長宛てに提出いたしました。それから新聞報道されるまでの経緯について確認いたします。そうしないと私の質問に進めないと思っています。

まず1番目、杷木地域の報告を受けて、この件に関して教育委員会を何日に開くことを決めて、何日に開催されましたか、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） ただいまの御質問は、杷木地域のほうから提言書がいつ出されて、いつ教育委員会を開催するという決定をして、いつ開催をしたかという御質問だと思いますけれども、今、議員おっしゃいましたように、8月26日に4コミュニティの会長を含めて7名の方が教育委員会のほうにおいでになりました。そこで、具体的に地域で検討したものをまとめた杷木地域の小中学校のあり方についてという提言を教育委員長宛てに提出をされたところでございます。その提出を受けまして、その日に臨時の教育委員会をいつ開催するかということの協議をいたしまして、8月の29日の9時半から臨時の教育委員会を開催するというので各委員に連絡をして招集をかけたところでございます。8月29日の9時30分から教育委員会の会議室におきまして臨時教育委員会を開催をし、そこで教育委員会としての方針を出し、市長に対して意見書を提出してきたというところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 済みません、時間がありませんから私の質問と余り重複したことはおっしゃらないでください。

それから、今の件ですが、私が質問いたしますのは、27日に私の提出しました質問に関して打ち合わせをしましたときに、いつ決定されるのかという質問をいたしましたが、いつかわからないという答えでありましたので、まず新聞報道について驚いたわけでありませぬ。29日に決定をしたということですが、新聞報道する前に市長に意見書を出されたと思いますが、市長に意見書を出された後、新聞報道する前に、杷木地域の協議会に報告する必要はあるとはお考えになりませんでしたか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 確かに議員おっしゃいますように、教育委員会なり、朝倉市が決定したことにつきましては、地域のほうにおろしますというお話をこれまでもさせていただきまして、29日に教育委員会のほうで決定をし、本来であれば全協を開催しながら、

議員の皆さん、あるいは別な形で地域の皆さんにこの決定方針についてお話をすべきでございましたけれども、一般質問で小中一貫教育の質問がなされるといふふうなことから、その前段で全協というものが開けないという物理的なものもございましたし、地域の皆様、地域のその代表なりにお話をする前に新聞記者のほうから取材を受けまして、その取材に対してお答えをし、翌日に新聞記事に載ったということで、地域の皆様、あるいは議会の皆様には大変御迷惑をかけましたということでおわびを申し上げたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 大変残念なことに、29日の午後も課長、部長と一緒に打ち合わせ、このことに関して、いじめの問題に関して打ち合わせをしましたが、前に私が質問していたことも心にあったと思ってます。非常に私ども杷木地域にとってはそれぐらい大事なことであって、私は前回の27日の打ち合わせ後、実は協議会の会長に、まだ進んでないよ、どうする、それから開校の時期も私たちが考えてたのと違うそうよという電話をしたんです。杷木からの報告の中では、18回の理事会とか協議会の報告がございましたが、これ以外にも各行政区で常会を開きながら、このことについては検討していますし、特に理事会、コミュニティ会長さんたちは、毎日のごとく連絡をとったり、調整をしたり、それから住民との意見の整合性に非常に頭を悩ませた後のあの報告書であったわけです。そのことに関して非常に軽く軽んじられたということが、私たち杷木住民にとっては、非常に今回のことは残念であるし、市民が不信感を抱いたことだと思っています。そのことに関しましては、今後、十分な配慮をお願いしたいと思っています。

それから、新聞記事に入りますけど、報道されると、住民にそれが真実ととられやすいのですが、どのような経緯でこの記事が書かれたのですか、記者会見でしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 今回の件の新聞報道につきましては、正式な記者会見という、朝倉市には4社クラブがございますけれども、正式に記者会見を開催をして説明をしたわけではなく、西日本新聞記者のほうから教育委員会のほうに取材にお見えになって、その取材に対して教育委員会としてお答えをしたというのが現実でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 全協にも出ていなくて記者会見ができるのでしょうか、どなたにお尋ねしたら。お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） どこですか、総務部長。教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 教育委員会が西日本新聞記者の取材を受けて説明をしたことについては、正式な記者会見ではございません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ならば、記者会見よりもっと私は、ある職員が記事を書いてもらったということは、行政にとってはもっともっと慎まなければいけないことではないんで

すか、私の考え違いですか。

○議長（手嶋源五君） 答弁はどこですか。教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 先ほども言いましたように、今回の記者会見というよりも、通常は議会前の定例会の記者会見で、市のほうからの要請をかけたお集まりいただいて、公式の場の中でするのが公式の記者会見というふうに位置づけておまして、先日お見えになりましたのは、西日本新聞記者が独自に取材にお見えになったということで、それに対して教育委員会がお答えしたということで、先ほどは正式なという言い方をしましたけれども、公式に市が開く記者会見ではございませんでしたということです。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） まちづくりの情報であれば、私はそれでいいと思いますが、大きな教育委員会の施策である、しかも初めての小中一貫教育校の取り組みであることに関しては、私はこれは住民から考えましても、非常にあっていいことかなという思いをいたしております。そちらでは結論が出ないようですので、私の思いをお届けいたします。

それでは次に移ります。29日に市長に提出された意見書の内容がありましたら読んでください。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） それでは、教育委員長から市長のほうに提出されました意見書について朗読して説明にかえさせていただきたいというふうに思います。杷木地域の小中学校のあり方についてということで、8月26日に杷木地域より、杷木地域の小中学校のあり方についての提言書をいただきました。これを受けて8月29日、9時30分から臨時教育委員会を開催をし、この件につきまして検討いたしましたので、その結果を踏まえ、意見書として提出いたします。

提言書の中にもございましたように、児童数の減少に伴う教育課題解決のためには、現在の4小学校を1校に統合することはやむなしと考えている。1校に統合する場合の具体的内容等については、当局の一方的な主張、提示ではなく、早急に新たな協議会を発足させ、当地域の住民等との十分なる協議を経て実施していくこと。この2点につきまして、教育委員会としましても地域からの提言内容を尊重し、早急な協議会、仮称でありますけれども、杷木地域新設小学校建設準備委員会の立ち上げと地域住民の皆さんの納得いくような形で新設小学校の建設に向けて進んでいくことが望ましいと考えます。

また、具体的な場所と形態につきましては、現在の杷木中学校の敷地内に併設型とし、小中一貫教育の機能を備えた新設小学校を建設することが望ましいと考えます。この教育委員会の検討結果を十分御配慮いただきますようお願い申し上げます。

意見書としてはこういった内容でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） わかりました。それでは新聞記事の最後に、小学校を建設するこ

とが望ましいという、望ましいで切ってくださいけれども、これは決定ではないと私は理解してよろしいのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） この言葉に望ましいという言葉で表現いたしましたのは、これまでの説明会の中でも何度も申し上げてまいりましたが、新しく準備委員会なるものを立ち上げて、その中に地域の方、学校関係、PTA関係とか、そういった方をメンバーに入れて、その中で協議をしていくと。そして、その中で教育委員会の希望とといいますか、方針としては、杷木中学校の施設内に併設型として新設することが望ましいということで提案をさせていただいて、また住民の意見を伺いながら、その中で決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） わかりました。杷木の協議会のほうにもそのように伝えたいと思います。

2点目ですが、意見書の中には開設時期が入っておりませんでした。新聞記事の中には開設時期は未定とあります。これは記者から尋ねられた人が、これは一存で答えたものですか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 確かに教育委員会のほうで答えた内容でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） その開校時期に関しましては、教育委員会で決定したものでですか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 開校時期については、現時点では決定はしておりません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 無理もないことですが、では、28年の4月までには開校するという気持ちはあるのですか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） これから今後の計画になってくるわけなんですけれども、先ほど言いました準備委員会の立ち上げ、あるいはその下にそれぞれの課題、問題点を協議する専門部会というものを設置いたします。ソフトの部門とハードの部門を同時並行に進めていくのか、いずれかを早めて進めていくのかという、そういったところの問題点はございますけれども、まずハード面で申し上げますと、今年度については基本計画というものを策定をしなければならないというふうに考えております。その基本計画が策定されれば、それに基づいて今度は詳細にわたる実施設計というのを策定しなければなりません。今年度、基本計画がまとまれば、来年度には実施設計に入れるというふうに考えております。ただ、今回は新設でありますので、通常、耐震工事の場合には耐震診断と実施設計と

施工で、それぞれが1年ずつかかりますので、おおむね3年というスパンの中で行ってまいりました。今回は新しく新設という形です。実施設計がどのくらいかかるか、あるいはその実施設計に基づいて工事をするのにどのくらいかかるかというのが現時点でまだちょっと想定ができませんので、いつ開校になるかということについては、今、現時点では断言はできません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 開校時期の件に関しましては、我々が教育委員会から提起を受けましたときに、生徒数の減少の推移、それから耐震化工事が先ほど最初に申し上げましたように3年、27年度までに、いわゆる28年の3月までに終わらなくてはいけないからとにかく急いでくれ、12月から8月30日までの間で4校なのか、1校統合なのか急いでくれという話の中で、我々が錯覚を起こしたのか、とにかく28年の3月以降は校舎が使えないから、統合した学校でなければ授業ができないので、そこまで急いで早く計画を立てながら統合するというような、ちっともそのあたりの説明はなかったわけです。そのような誤解があって、今度、不信感を抱いて、きのう説明会があったそうですが、そのあたりの質問もあったのではないかなと思ってますし、私自身、何人かに聞きましたが、28年の4月からじゃないかという話でした。過去終わったことはもうどうしようもありませんので、今回、十分説明を重ねていただきたいと思います。

私たちが不信感を抱きましたのは、お気づきでないかと思いますがあえて申し上げますけれども、行政の継続性、昨年度から今年度にかかる何か継続性がないなと思ったんです。それから専門性への熱意、我々が聞いても資料が少ない、スクールバスにしてもどうなのか、規定どおり、国の基準だけしか、朝倉市の実態を私は知っていただけなかった、いろんな形態がございますね、杷木にもあり、朝倉にもあり、秋月地区、高木地区にもあります、そんな形態。そんな何か熱意。

それから2番目は課内の意思統一、何となくお一人聞いたら違うような気がします。それから意思の疎通の必要性、本当に何かしょっちゅう話していただきたい、私が一般質問の通告のときに教育委員会のことを聞いても、行われることは聞かれなかった、御存じなかったのかなと後で思ったんですが、話し合い、教育長だけでお決めになったのかなと思うくらいでした。

それから3番目は、市民と行政の信頼関係の構築、これは一番大事なことであろうと思っています。子どもを育てたいのです、本当に地域のおらが学校にしたいのです。できることは住民もやりたいのです。このことは十分踏まえていただきたいというのが今度の新聞報道をめぐっての私の感じたことであるし、反省であるし、ぜひお願いしたいことでもあります。

市長、この件について御意見を伺います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 教育委員会であれ、どこであれ、我々行政というものはやっぱり市民ときちっと信頼関係の中で物事を進めていくということは一番大事なことであろうかというふうに思います。ただ今回、新聞にああいう形で出まして、今の私に対する意見書、教育委員会から、あれを読んでもらえればわかると思うんですが、場所については教育委員会としての考え方、こうあったほうがいいんじゃないかな、今から地元と話す上での1つのたたき台というような形であったんだろうと思います。これが記事になったら、ああいう形で決定、あたかも決定したごとの記事になってる。これはもちろん職員さんが人がいいといえば人がいいし、新聞記者というのはいくつになっても非常に断定的に書くもんです。ですから、よほど注意しなきゃならんことが、今回、ああいう形で出てしまった、このことに対する反省というのは、これはひとえに教育委員会のみならず、行政としてもやっぱりきちっと反省をしていかなきゃならんところは反省をしていかなきゃならんというふうに思ってます。

ただ、今後、いずれにしても地元の皆さん方と一緒にいい学校をつくっていく、今からが一番大事なときだろうと思いますんで、これは一時的には教育委員会のほうがそういう学校づくりについては地元とお話をされますけれども、私も市長の部局としても、このことについてはできるだけの支援といいますか、一緒になって協力してやっていこうという教育委員会との意思疎通はできておりますんで、そのことについてはちゃんと御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 教育の独立性を保ちながら、ぜひ市長の御支援、よろしく願います。とにかくひょっとしたら最初にできる朝倉市の小中一貫教育校になるかもしれませんので、朝倉市全体の子どもたちが誇りに思えるような教育をしていただきたいと思います。願っております。

それでは、次に、その調査については市長のマニフェストにもあって、指示を受けてるという話も聞きましたが、調査研究はどの程度進んでるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 調査研究についてでございますけれども、そういった意味では、まだ具体的にはしておりませんが、これまで幾つかの先進地の視察を実施してまいりました。あと堀尾議員のときの答弁にも申し上げましたように、これまで各中学校区で小中連携事業というものに取り組んでまいりましたので、それをもとに朝倉市としての小中一貫教育についての調査研究を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 調査研究を進められたということで、私も実は東峰学園に行ってみたら、小中一貫校って大変なんだなと思いました。この職員体制でできるかしらと思いました。ましてや東峰学園のほうは、1教育委員会、1校だから、目に見えてわ

かりますが、朝倉市はたくさんの小中学校を抱えて、その中の一部の小中一貫教育であるし、ほかのところは普通の連携教育をされて、今、従来どおりというのは、どちらの手を抜いてもいけないことであるし、職員を増員してでもしていただかなくてはいけないのではないかというぐらい大変な仕事でありました。私は東峰学園でも見ましたが、ずっとインターネットで見ていると、福岡市では照葉とか上陽町のがありますが、実は宗像市とか飯塚市も小中一貫校を取り組んであって、これは研究校であるけれども、それでも3年間ぐらい取り組んでいらっしゃる情報を得ました。宗像では小中一貫教育全国サミットin宗像を2009年にされていますが、参加されましたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 参加しておりません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それでは、今年度、小中一貫教育を進めるということが打ち出されましたので、幸いなことに小中一貫教育全国サミットがつくばであります、11月21、22、私はぜひ複数の方が参加なされて、体で感じてみえて、ネットワークを組んでぜひこれに取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） その研修会については何名参加するかについては、今の時点でお答えできませんけれども、検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 市長にお願いですが、この研究に当たっては予算組みもぜひ少々ではできないと思っています。今年度の東峰学園の冊子でも、これぐらいある印刷物があります、これはもうエネルギーもお金も大変だなと、少々ではできないな、中途半端な小中一貫教育ならやらないほうがいいと私は思っています。だからやるからには一生懸命、やっていただきたいと思います。

それでは、調査研究はある程度、進んでらっしゃいますけれども、朝倉市が目指す小中一貫教育とはどんな教育を目指してらっしゃるのでしょうか、端的にお願いします。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 具体的にまだ先ほどの調査研究も進んでないというふうなお話をさせていただきました中で、堀尾議員への答弁と重複する部分がございますが、まずは小中一貫教育の形態は、堀尾議員のときの答弁で申し上げましたとおり、3通りの形態がございます。教育委員会といたしましては、まず小中一貫教育を義務教育が小学校6年と中学校3年という六・三制になっておりますけれども、その義務教育を9年間の連続した期間として捉えまして、児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある教育活動、教育内容を工夫していきたいというふうに考えております。

また、小中連携の中で行っておるわけなんですけれども、小学校と中学校の垣根を低く

いたしまして、教職員の交流や児童生徒の交流、あるいは同時に行事を行っていくというふうなことで系統的、継続的な教育活動が展開できるということも教育一貫の特徴でありますので、そういった特徴も生かしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） ぜひ計画的にやっていただきたいのですが、後のほうにあります小中一貫教育というのは我々もわかりません。教職員もわからないと思います。教職員は異動いたします、朝倉市、朝倉郡内を異動しますが、そのところに行って、4月から小中一貫教育になれるのにはやっぱり何カ月かかかるんじゃないかなと思う。じゃあ常にやっぱり情報を共有してないといけないと思っています。見ていましたら飯塚市の小中一貫教育だよりが6回にわたって市報に載っていました。わかりやすく小中一貫教育とはというところから書いてございました。ぜひ杷木の住民はもとより、たくさんの方が理解していただきたいと思いますので、同じようなものでなくても、とにかく理解する情報を流していただきたいをお願いしたいと思っています。

それから、その次に移ります。じゃあ学校現場で取り組む、先ほどカリキュラムの入れかえとかあるかもしれないし、小学校との中学校のカリキュラム、例えば割り算をしたら小学校の分数をやったとき、中学校の数学の分数はこのところであるよとかいう、そういう連携をしたりする、そういう計画ですかね、学校現場におろすまでのスケジュールがわかっていたら、大体立ててあったらどんな、予想してらっしゃったらお聞きしたいと思っています。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 先ほど地域で意見がある程度、方向性が決まりましたので、今後、設立準備委員会なるものを立ち上げますと申し上げました。その中で、その下に専門部会というのを立ち上げるようにしております。その専門部会を5つか6つ、立ち上げる必要が出てくるんですけども、まず先ほどおっしゃいましたスクールバスの関係とか、今回のスケジュール、カリキュラム、教育課程になるんですけども、そういったことにつきましては、名称は別にいたしまして学校運営教育計画検討部会、こういったものを立ち上げまして、積極的に研究なり協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 部会ごとに取り組まれることはよろしいと思います、非常にいいと思いますが、情報をお互いに交換しながら、あるいは公開しながらぜひやっていただきたいし、住民にも投げかけていただきたいし、誰か勉強する人があれば、知識を持ってる人があれば、そちらを見ながら、何かプロジェクトチームのような形でもやって、ぜひいい取り組みをしていただきたいと思っています。

最後に、先ほど申しました職員に望むこと3点については、ぜひそれを踏まえながらやっていただきたいと思います。

1 番の質問に関しては以上です。

次の質問に移ります。時間が少なくなりましたので、いじめ防止対策推進法と子供に優しいまちについてという質問でございます。

いじめ問題に触れるのは、私にとっても非常に心が重たい問題です。何かもう本当、はらはらどきどきして子どもたちを見たくなるようなときがありますが、しかし、こんな社会状況をつくってしまった大人、私たちはもっと真剣に責任を持って子どもの生きる権利を保障すべきだと思っています。

皆様、御存じでしょうか、6月21日にいじめ防止対策推進法案が可決成立しました、子どもの世界にも法律ができました。これは大津市の中学2年生がいじめで命を奪われたことなどから、子どもが仲間と成長する中で、いじめが見過ごされない大きな社会問題であるという認識のもとに、この法案の成立となったと思っています。

大津市のいじめ調査の結果報道を思い出しても、胸が詰まるような実態です。そして、いじめた子どもたち、その家族のその後の生活に対するパソコン上での誹謗中傷、具体的には、いじめを行ったとして、その子どもたちの童顔のスナップ写真を無造作に載せたり、転校先のこと、家族のこと、こんなのがパソコン上に載っています。これにも非常に気が詰まります。このような社会に誰がしたのだらうかと思えます。私は、この法案が成立したからといって、子どもたちにとって住みよい社会になるとは思いません。いじめ問題は解決しないと思っています。

お尋ねします。いじめ防止対策推進法をお読みいただいていると思いますが、この内容について、市長、教育長の率直な御意見をお伺いいたします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） いじめ防止対策推進法につきましては、ことしの6月28日に公布され、9月下旬に施行されるということのようであります。この法律が成立した背景につきましては、今、議員からもお話がありました。いじめに起因して、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案、さらには、とうとい命が絶たれるという痛ましい事案が発生していることを受けまして、いじめ防止のための対策を総合的かつ効率的に推進していくための法律だというふうに理解をしております。

○議長（手嶋源五君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） この法律の制定につきましては、いじめ防止の取り組みを具体的な施策として実行されてないということが一番大きな問題があって、こういう法律がつくられたと思っています。いじめをなくすということ、それに向かって積極的に取り組むと同時に、具体的な対応をしていくということが求められてるところと考えております。したがって、いじめ、子どもたちの成長の過程には、いたずらしたり、いじめをしたりというふうな行為がありますが、今、社会問題となっているようなことが起きないように、具体的な教育として取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。いろいろお考えをお聞かせいただきましたが、学校現場で働いていた者としては、その裏もちょっと考えました。学校現場でいじめを見過ごさない体制づくりや、いじめに気づいたとき、訴えられたときに、学校現場で職員、親が子どもの立場に立って、どう真剣に向き合うかということから、この法案の成立となったものと考えます。いじめを起こさない土壌づくりとかありますが、しかし、第1条から35条まで読み終え、運用に当たっては大変難しい法案だと感じました。子どもたちへの厳罰化志向とも読み取れる箇所さえあり、不安を感じます。乱用されないと思いますが、具体的に言えば、別室授業とか、出校停止とか、警察へ通報するなども盛り込まれています。本当に乱用されないとは思っていますが、法律は先立ちます。地域の学校の状態よりも、裁判となったら法律は先立ちます。だから、私どもはその前に、いわゆるいじめ問題をいじめという事象だけに切り取って、対症療法的に対応することでは決していじめを生み出しにくい学校づくりには近づけないと思います。この法案が成立したことにより、自分の担当するクラスのいじめを問題化されるのを好まず、隠蔽したり、管理に走ったりしないような、しっかりしたいじめと向き合う学校現場をつくってほしいと思っています。

2番目の質問に移りますが、第12条に、地方公共団体は、いじめ防止対策基本法を参酌し、参考にとということだと思っております、その地域に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下、地方いじめ防止基本方針という）を定めるよう努めるものとする。努力義務ですとありますが、朝倉市はこの地方いじめ防止基本方針を策定されますか、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 今、議員おっしゃいましたように、このいじめ防止対策推進法の第12条に規定がなされておまして、主語が地方公共団体はというふうになっております。教育委員会がちょっと定めるべきことと、教育委員会が定めるのかどうかは別にいたしまして、今、言われましたように、国が示しますいじめ防止基本方針を参酌をして、地域の実情に応じ定めるよう努めるものとするということを書いてありますけれども、現在、文部科学省の有識者会議におきまして、国のいじめ防止基本方針というものが協議をされている最中でございます。先ほど市長が申しました9月下旬にこの法律が施行されるわけですが、それより前には国のほうで基本方針が出されると思いますので、国が示しますいじめ防止基本方針の内容を見た上で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。それでは同じように13条には、学校い

じめ防止基本方針は、これは策定義務でございますが、もう既に教育委員会と学校現場で取り組んである自治体もございますが、朝倉市はいかがでございますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 教育委員会といたしましては、この法律13条に国が示したいじめ防止基本方針、または地方公共団体が示した地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じて学校いじめ防止基本方針を定めるものとするというふうでございます。これは努力規定ではございませんで、義務規定になっております。ただ、現在、全ての小学校におきましてはいじめ問題対策委員会というものを設置をいたしております。その中で、その推進計画というものを策定し、その中にいじめ防止に関する方針、あるいは具体的な方策を現在、定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 進められているという報告ですが、じゃあその中で、いじめる、いじめられる関係をどう捉えてらっしゃるでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） いじめる側といじめられる側、このいじめをなくするというときに、いじめられている子供さんについては早急に発見して、その状況から救い出すということが基本的に早急に取り組まなければならないということで考えております。また、いじめる側は、もちろんいじめを早急にやめるように取り組まなければなりませんけれども、学校、教育委員会としましては、いじめを行うというその行為の背景、根底の中に満たされないものがあつたり、不満があつたりとか、いろんな要素が含まれてることがございますので、その根本的なところをきちんと理解した上で、そこを取り除くことをしないと、対象者がかわるだけで、その子供さんにはいじめをしなかったけれども、今度は違う方にいじめの対象が行くとかということが起こるというふうを考えてます。したがって、このいじめの問題は、いじめられる子供さんそのものを守るといふ面と、いじている子供さんの心の闇の部分を見つけ出して、その解消に努めるということ、この2点が非常に重要ではないだろうかというふうと考えて、市の教育委員会が各学校、家庭のほうに配付していますリーフレットの中にも、その2点から子供さんたちの様子を捉えていただくというふうな観点から作成してるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私もそう思います、大事なことだと思いますので、ぜひ学校現場におろしていただいて、全職員がそのような観点で取り組めるような状況をつくっていただきたいと思っています。

次に、この法律はただ単にこれはいじめを懲らしめるためのものではなく、いじめ防止基本方針の策定努力を地方自治体に求めたことは、地方自治体がいじめとどう向き合うか

を問われていることだと解釈しました。また、よく言われる、文科省も言ってるように、どの子にも、どの学校でも起こり得るとするならば、いじめが起こり得るとするならば、地方自治体はどうしていかなければいけないかと考えます。いじめ防止法だけでは一方的な見方に陥りやすいと思っています。子どもの権利条例ができていない朝倉市においては、この法案と子どもの権利を守る、子供に優しいまちとの整合性についての整理がされにくい、難しいと思いますので、整理できなければ、このまちであらゆる子どもが、子どもとして人権を大事にされて、安心して育っていくことと、この法案との整合性についてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） ただいまの質問の回答とちょっとずれるような答えになるかもしれませんが、今、子供さんたちのこのような状況から抜け出すためにどうしたらいいかというふうなことで、いろいろ教育委員会の中で話し合ったり、考えたりしてることを若干話したいと思っています。朝倉市教育委員会の学校教育目標は、高い志を持って意欲的に学び、グローバル社会を生き抜く力を育む魅力ある学校づくりとしています。この魅力ある学校づくりということで、魅力というのは人の心を引きつける力であると。学校の魅力というのは学校にかかわる人の気持ちを強く捉え、とりこにするようなすばらしさであるということで、学校にかかわる人たちにこういうふうな魅力を持っていたらいいように、そんな学校をつくりたいということで、学校にかかわる人を、児童生徒、それから保護者、それから地域の方々、それから教職員というその4点から考えているところでございます。そういう子供さんにとっては学ぶ場所であるという学校としての機能を十分果たす形での魅力を感じていただきたい。保護者にとっては自立した人間を育てるということでの魅力を感じていただきたい。それから地域は学校を支えていただいていますので、地域の貢献者として誇れるそういう学校ということで魅力を感じていただく。それから教職員としては、自己の夢でございませう将来を担う日本人を育てるという職業についてるわけですから、その仕事で十分できると、そういう面からの魅力を感じられるように、そんな学校にしたいということで、市の教育委員会としての学校教育目標をつくってるところですが、魅力ある学校と先ほどのいじめの問題というのは、子供さんにとって本当に魅力がある、安心して安全な学校ということと非常に関係が深いというふうに思っています。

今、そこに近づくために、具体的にどういうところに考えを深めて活動を充実したらいいかということで、今、考えてることを若干述べたいと思うんですが、今、いい学校、すばらしい学校というときに、大きな学校がいい学校だと、規模のことで見ることもありまじょうし、教育機器とか、空調などの設備が整ってるところをいいというふうに思うこともございます。それから子供さんの学業成績がいいことがいい学校と、いろんなところでいい場面を捉えるわけですけども、学校という場合のときに、学校の存在意義に沿って活動が充実し、あるべき姿を目指して、子や集団が目的や目標を設定し、児童生徒がその

実現に向かって言動を高めようとする、その状況、そういうことを目指したいというふう  
に思っています。

おらが学校づくりの中でも述べてまいりましたけれども、何かいい条件をつかって、こ  
れができましたのでいい学校ですよ、どうぞおいでくださいということじゃなくて、どう  
いう学校がいい学校なのか、自分にとってどんなふうな状態がいい学校なのかというこ  
とを自分たちで考え、それに向かってどこができてないか、課題が何かということで、それ  
に向かって努力して、そういう学校づくりをしていく、そういう自主的、自発的、主体的  
な活動のできる子供さんたちを育てていく、そういうふうになったときに本当に自分たち  
が目指している魅力ある学校づくりになるんじゃないかなというふうに思っています。

そのためには、子供さんたちがそれぞれの役割分担に応じて責任を持って自分の役割分  
担を果たしていく、そういうことなど、リーダーシップ、それからフォロワーシップを育  
てていく、そういうことを大事にした教育をすることが大事じゃないだろうかというふう  
に思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 学校現場でやっぱり子どもが一人一人、存在感を感じながら生き  
ていく大事さということをお話いただきましたが、私もそれは大事なことだと思ってい  
ます。

もう一つは、子どもの権利の面から、やっぱりいじめ防止対策法案を読んだときに違和  
感を感じるというか、何とか、どうか間違ってる、深めなくてはいけない部分があるん  
ではないかということを感じます。4番目は、こちらのほうの市長局から御回答いた  
だきませんでしたので、考えられないということはやっぱり子どもの権利について考えてな  
いんじゃないかな、私たちは朝倉市で本当に朝倉市の子どもの権利を考えてないのでは  
ないかな、考える機会がなかったんじゃないかなということで、子どもの権利条例の検討を  
ぜひお願いしたいと思っています。御回答いただければお願いします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 子供の権利条例の制定の必要性ということですが、  
まず子供の権利条約というものが1989年に国連総会において採択されました。1990年に国  
際条約として発効され、日本は1994年、平成6年に批准しております。この子供権利条約  
の中には4つの柱がありまして、まず1つが生きる権利、2つ目が守られる権利、3つ目  
が育つ権利、4つ目が参加する権利というふうになっております。保健福祉部局でこうい  
った最初に3つ、いわゆる生きる権利、守られる権利、育つ権利という観点から考えてみ  
ますと、現在行っております妊娠から出産時までにおけるいわゆる健診とか相談業務、ま  
た乳幼児医療、児童手当等の各種手当、あるいは支援制度、それとか予防接種や乳幼児健  
康診査、また保育所等での保育行政、あるいは子育て支援、相談、また学童保育等、ライ

フステージに応じたさまざまな取り組みを実施してるところでございます。

また平成12年5月には児童の権利、利益の擁護に資するということを目的に、児童虐待の防止等に関する法律というものが制定されました。この子供の虐待の種類といたしましては、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、いわゆる育児放棄です、それから心理的虐待というふうに子供に加えられる行為によって4つに分類されております。市のほうでは家庭児童母子相談員や児童相談所、あと教育課とか保育所、その他関係機関と連携をとりながら児童虐待の予防、あるいは早期発見等に取り組んでいるところでございます。こういった取り組みの中で朝倉市の子供たちが健やかに生き、また育つための医療、保健、児童福祉等、子供の安心・安全に関するさまざまな行政施策を通じまして、行政としての責任、義務を果たしながら子供たちの権利を守っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 今、おっしゃっていただいたようなことを一応、文章化して、みんなで研究して、何が子どもを大事にするのかという私は市民と一緒に考える必要があると思っています。非常に経費削減で職員の数が少なくなった中で大変な仕事とは思いますが、一番基本的な子どもの権利については考えていただきたいと思っています。

最後の質問になりますが、学校内でいじめやいじめられる土壌をなくすようなことが大事だとおっしゃっていましたが、今、教師が私は1日に10秒でも一人一人の子どもに、クラス全員の子どもに声をかけてやる、自己肯定感を抱くことがいじめ、いじめられる状況をつくらないことだと思っております。これは職員の超過勤務のことについてでございますが、大津市の事件が起こった後、毎日新聞がアンケートをとった結果が出てました。ヒアリングの結果、小中高の先生の7割がいじめに対して相談を受ける時間がないと答えています。そんなに多忙です。朝倉市の先生の、ちょっと小学校の先生のことをお聞きしましたら、教員の仕事で一番時間をかけるのが、やはり授業の準備です。授業の準備には、どのように教育内容を教えていくか、検討する教材研究も含まれています。また、どのような教材で教えるかも、もしそれがプリントを使うものであれば、作成、印刷という仕事があります。理科のように実験を伴うものであれば、実験に使うものの準備や事前に実験をして確かめておくということが必要です。図工や家庭科であれば材料の準備、道具の準備など必要になってきます。この授業の準備は怠ることのできない教師にとって大事な仕事です。この授業の準備をする時間が残念なことに勤務時間内に終わることは皆無です。1週間、5日間のうち1日は研修日といって、学校で取り組んでる研究に費やされます。もう一日は、週礼といって自習の予定や行事の確認をします。行事の担当者となれば、その提案準備もしなくてはなりません。つまり授業の準備は教師にとって大事な仕事の1つですが、子どもを帰した放課後の時間だけではとても終わらない仕事の量があります。

福岡県教育委員会が今年度、この縮減について、超過勤務削減、縮減対策について調査された中では、時間外勤務をしない、終礼時間後、帰るような努力をするようなアンケートがされてますが、これでは解決できないのではないかと思っています。朝倉市の教育に携わられる教育委員会のほうでも、そのあたりの打開策についてお考えをお聞かせ願いたいと思っています。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） お答えします。これまでも教職員の超過勤務に対します対策については、定例校長会なりで指導をしてきたわけですが、それぞれの学校の超過勤務の縮減に向けた取り組みといたしましては、校務分掌の見直し、あるいは会議の精選や時間を短縮する、あるいはICT等を活用した事務の効率化、定時退校日の徹底など、超過勤務の削減に現在、取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましても、学校からの提出文書の削減、あるいは学校訪問時の指導案等の提出書類の簡素化、事務効率を上げるための情報機器の整備などを行いまして、教職員の超過勤務の削減と子供と向き合う時間の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 指導案の縮小とか、そういう努力をされてることをお聞きしましたが、先ほど読みましたように、もう避けて通れないものがあります。私はこれはやっぱり教職員の定数をふやす、国の基準があろうとも、現場から教職員の定数をふやすようなこと、特に小中一貫教育校になったら大切であろうと思っています。ぜひ努力のほどを私どもも訴えていきますけどよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員の質問は終わりました。

以上で、本日の一般質問を終わり、残余については、あす10日午前10時から本会議を開き、続行いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時27分散会